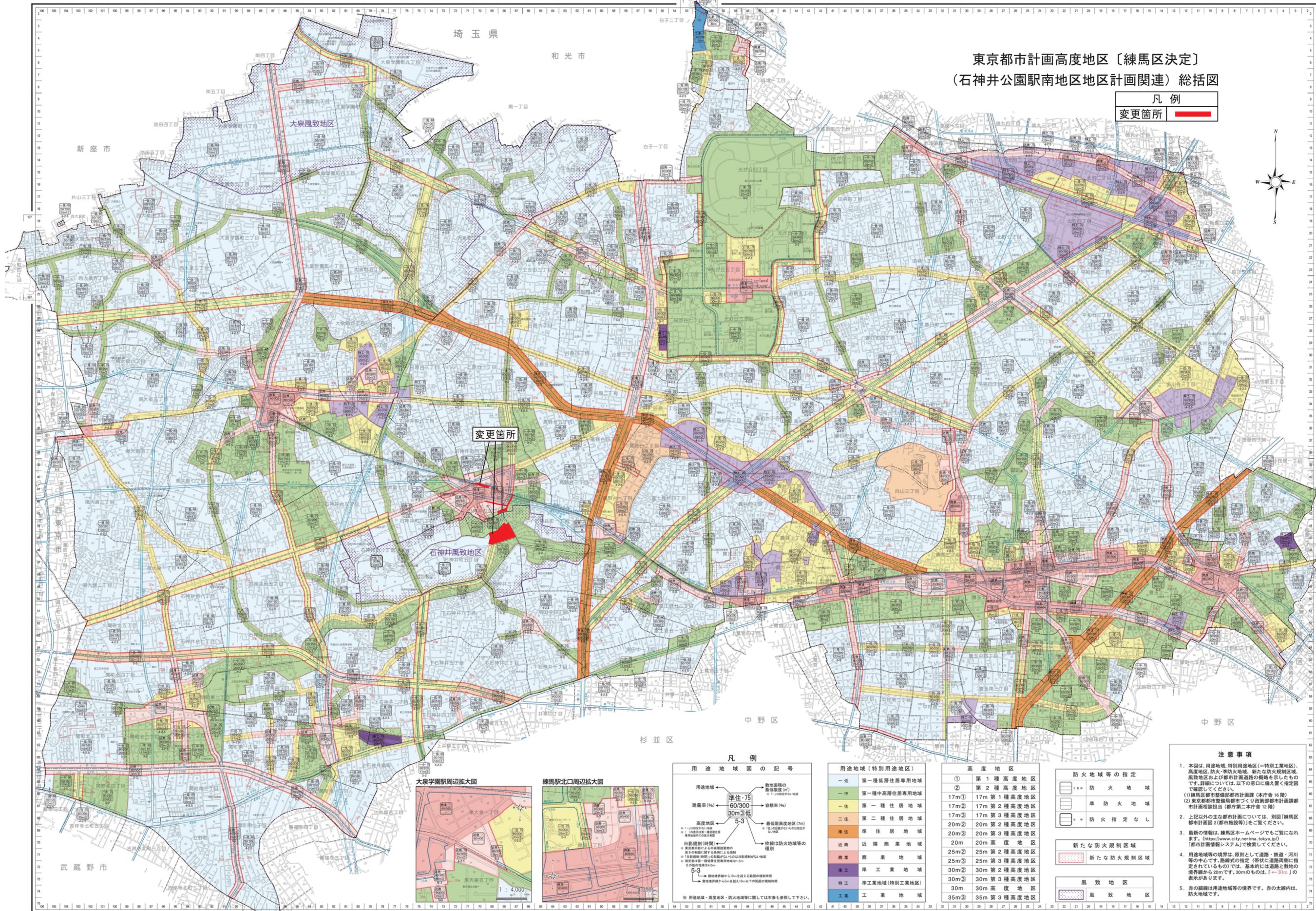


東京都計画高度地区〔練馬区決定〕
 (石神井公園駅南地区地区計画関連) 総括図

凡例
 変更箇所



変更箇所



凡例

用途地域	記号
用途地域	→
準住・75	→
60/300	→
30m3低	→
5-3	→

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
□ □ □	準防火地域
□ □ □	防火指定なし

新たな防火規制区域

■ ■ ■	新たな防火規制区域
-------	-----------

風致地区

■ ■ ■	風致地区
-------	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(≠特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ偏重く指定内容が確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
 (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画(都庁施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路線の指定(等径に道路と併設の境界線から20m)では、基本的に道路と併設の境界線から20mです。30mのものは、「≒30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。